

研修プログラム【SCOP グループ】

1. プログラム名称

- (1) NU program S1
- (2) NU program S2
- (3) NU program C1
- (4) NU program C2
- (5) NU program O1
- (6) NU program O2
- (7) NU program P1
- (8) NU program P2

2. 募集定員ならびに採用の方法

(1) 研修歯科医の募集定員 94 名

(S1, S2 : 各 10 名, C1, C2 : 各 15 名, O1, O2 : 各 7 名, P1, P2 : 各 15 名)

(2) 研修プログラムに関する問い合わせ先

担当	課長補佐 荒川智子
電話	03-3219-8207
FAX	03-3219-8312
E-mail	arakawa.tomoko@nihon-u.ac.jp

(3) 募集要項

募集方法	公募による募集
応募必要書類	願書, 卒業（見込み）証明書, 成績証明書 推薦書（他大学のみ）
選考方法	書類審査, 筆記試験, 面接（他大学のみ）
募集時期および選考時期	募集時期 2026 年 5 月～6 月の間 選考時期 2026 年 7 月
マッチング利用の有無	有

3. 臨床研修管理委員会の名称

日本大学歯学部附属歯科病院歯科医師臨床研修合同委員会

4. 臨床研修責任者

病院長 佐藤秀一

5. プログラム責任者

総合診療部長 紙本 篤

6. 副プログラム責任者

関 啓介, 古地美佳, 竹内義真, 野間 昇, 岡田明子, 丸岡 豊, 納村泰弘, 陸田明智,
篠塚啓二, 阿部仁子, 大山哲生, 石山未紗, 伊藤顕治, 鈴木裕介

7. 臨床研修施設群の概要

管理型臨床研修施設 (管理型相当大学病院)	日本大学歯学部附属歯科病院 所在地：〒101-8310 千代田区神田駿河台一丁目8番13号 臨床研修施設長：病院長 佐藤秀一
協力型（Ⅰ）臨床研修施設	84 施設
研修協力施設	9 施設

8. 研修プログラムの目的と特徴

日本大学歯学部附属歯科病院における歯科医師臨床研修は、学部教育で習得した歯科診療に関する知識、技能および態度を臨床の場に結び付け、患者中心の全人的医療を実施することで、歯科医師としての基本的診療能力を身につけるとともに、将来の生涯教育研修の基礎を得ることを目的とする。本研修プログラムの特徴は、管理型相当大学病院（日本大学歯学部附属歯科病院）における専門診療部研修を6ヶ月、協力型（Ⅰ）臨床研修施設における総合診療を6ヶ月行うことで、幅広くかつ多様な研修を行える点にある。なお、管理型での研修期間中に、他の専門診療部研修（短期研修：1-2週間）や研修協力施設研修である保健所研修（半日コース）と島しょ地区研修（1週間）の受講を希望することができる。

協力型（Ⅰ）臨床研修施設は地域密着型の歯科医療を実践しているため、幅広い年齢層の患者を対象に歯科診療を研修歯科医が経験する機会を提供できる。この研修では、指導歯科医または上級歯科医から実施した歯科処置の技能や診療における知識および態度についてフィードバックを受け、6ヶ月の研修期間中に実施した症例の中から指導歯科医の指導の下で症例報告を最低1例以上作成することが特徴となる。

6ヶ月の管理型相当大学病院の専門診療部研修の主たる研修内容によって以下の4グループに区分される。なお、プログラムの数字については、管理型相当大学病院での研修期間が前半6ヶ月に該当するものを1、後半6ヶ月に該当するものを2としている。例えば、S1はこの研修となり、S2は前半の6ヶ月が協力型（Ⅰ）臨床研修施設での研修と後半の6ヶ月が管理型相当大学病院での研修となる。他のプログラムも同様とする。

前者の場合、豊富な人的資源・専門的な症例が集まる大学病院の特色を生かして学部教育より発展的な研修を行い、基礎的な技術に加え、プログラムの前半にある程度専門的な技術を身につける。その後に協力型（Ⅰ）臨床研修施設での研修に臨むことで、身につけた技術を一般歯科診療の場で生かす術を自ら考え、応用力の獲得に繋げることができる。

後者の場合、大学病院とは異なる環境で多岐にわたる症例の経験を積むことができる協力型（Ⅰ）臨床研修施設の特色を生かし、プログラムの前半では広い視野を育みつつ基礎を固める。その後、大学病院での専門診療部研修に臨むことで、専門分野の隣接領域を意識しつつ研修を行うことができ、より体系立った学びを得ることができる。

(1) NU program S

専門診療部研修の違いによる研修プログラムの特色：

管理型相当大学病院では、主に口腔外科分野の専門診療部研修を実施する。顎変形症などの手術に立ち合う機会が設定されており、看護師や歯科麻酔科に所属するスタッフとの連携を見学し、カンファレンスも体験できることである。また、手術以外の研修では難抜歯を中心に介助からはじまり、指導歯科医の監督下で研修歯科医自らが難抜歯をできるための技術を習得することを目標としている。

(2) NU program C

専門診療部研修の違いによる研修プログラムの特色：

管理型相当大学病院では、主に保存学分野の専門診療部研修を実施する。コンポジットレジン修復処置の実施、マイクロスコープを用いた歯内療法の見学と実施、歯周外科の見学と助手ができる機会が多く設定されている。また、論文の査読などの指導を含め、模型や豚骨を利用した歯周外科手術を実習室で練習する機会も準備されている。

(3) NU program O

専門診療部研修の違いによる研修プログラムの特色：

管理型相当大学病院では、診断学または小児歯科学の専門診療部研修を研修歯科医がどちらか1つを選択して研修する。診断学を選択した場合は、多くの初診患者の問診を行い診断能力の向上を図り、他の医療機関との連携を図るための知識の向上を図る機会が多く設定されている。他科や他の医療機関との連携を図るための紹介状などの作成に当たる指導も受けることができるため、医学的知識の向上も図れる。また、神経ブロックなどの見学を含めたペインクリニックでの実習や、特殊な診断などの見学もでき、様々な診断法を知る機会となる。一方、小児歯科学を選択した場合は、小児歯科と障がい者歯科の知識・態度・技能を身につける機会となる。特に小児歯科では、小児期の歯・軟組織（歯肉や舌、口唇など）・歯並び・噛み合わせ・顎関節などの異常に対する治療や疾患の予防について学ぶことを主とする。

(4) NU program P

専門診療部研修の違いによる研修プログラムの特色：

管理型相当大学病院では、主に補綴学分野の専門診療部研修を実施する。歯冠修復物や補綴装置による口腔機能の回復を図る治療の知識と技能を身につけるようプログラムが設定されている。顎義歯やマグネットを用いた有床義歯などの補綴装置の見学や実習が準備されている。顎顔面補綴科と口腔外科との連携も見学できる機会がある。また、口腔機能低下症を診断するための検査など補綴分野における客観的な評価を学び、知識と技能を身につける機会もなる。さらに、歯科技工物の製作が自己成果物の課題の一つとされており、歯科技工を指導歯科医の下で実施し、フィードバックを受ける機会が多いことが特色である。

9. 歯科医師臨床研修プログラムの概要

本研修プログラムによる歯科医師臨床研修は、管理型相当大学病院6ヶ月間、協力型（Ⅰ）臨床研修施設6ヶ月間で行う『臨床研修施設群方式』であり、研修期間は4月1日から翌年の3月末日までの1年間とする。

管理型相当大学病院における臨床研修は

- (1) 研修診療（専門診療部研修）
 - (2) 講義・セミナー、臨床症例検討
 - (3) 臨床研究
- 等から構成される。

臨床研修のスケジュール

S1, C1, O1, P1

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
研修	管理型相当大学病院研修						協力型（Ⅰ）臨床研修施設研修					

S2, C2, O2, P2

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
研修	協力型（Ⅰ）臨床研修施設研修						管理型相当大学病院研修					

管理型相当大学病院研修	専門診療部研修，研修協力施設研修
協力型（Ⅰ）臨床研修施設	協力型（Ⅰ）臨床研修施設における総合歯科診療

10. 研修内容および研修歯科医の指導体制

本研修プログラムは、学部教育で習得した歯科診療に関する知識、技能および態度を臨床の場に結び付け、患者中心の全人的医療を実施することで、歯科医師としての基本的診療能力を身につけるとともに、将来の生涯教育の基礎を得ることを目的として作成されている。なお、研修歯科医の指導体制は指導歯科医の直接の指導を中心として実施される。

(1) 一般目標

- ① 歯科医師としての基本的価値観（プロフェッショナリズム）を身につけ、多様な価値観を尊重した適切なコミュニケーションを通じて、患者および家族と良好な関係性を築く。
- ② 患者の心理的・社会的背景を含む全人的な視点から医療情報を収集・理解し、科学的根拠と患者の意思決定に基づいた一口腔単位の総合治療計画を立案する。
- ③ ライフステージや全身状態に応じた歯科疾患の予防、および治療における基本的臨床技能を身につけ、安全に実践する。
- ④ 一般的によく遭遇する歯科疾患への初期対応や応急処置、および頻度の高い歯科診療処置を確実に実施する。
- ⑤ 医療安全の重要性を理解し、全身状態の評価やバイタルサインのモニタリングを通じて、歯科診療時の併発症や偶発症に適切に対応する。
- ⑥ 自ら行った処置の経過を観察・評価し、遅滞なく適切な診療記録を作成するとともに、常に自らの診療を省察しフィードバックする態度・習慣を身につける。
- ⑦ 最新の医学知識や科学技術に関心を持ち、他の医療従事者と共に研鑽しながら、生涯にわたって自律的に学び続ける姿勢を身につける。
- ⑧ 各種保健医療制度や地域包括ケアシステムを理解し、多職種とのチーム医療を通じて、歯科医師としての社会的使命と公衆衛生の向上に寄与する実践力を養う。

(2) 到達目標

A. 歯科医師としての基本的価値観（プロフェッショナリズム）

1. 社会的使命と公衆衛生への寄与

社会的使命を自覚し、説明責任を果たしつつ、社会の変遷に配慮した公正な医療の提供及び公衆衛生の向上に努める。

2. 利他的な態度

患者の苦痛や不安の軽減と福利の向上を最優先するとともに QOL に配慮し、患者の価値観や自己決定権を尊重する。

3. 人間性の尊重

患者や家族の多様な価値観、感情、知識に配慮し、尊敬の念と思いやりの心を持って接する。

4. 自らを高める姿勢

自らの言動及び医療の内容を省察し、常に資質・能力の向上に努める。

B. 資質・能力

1. 医学・医療における倫理性

診療、研究、教育に関する倫理的な問題を認識し、適切に行動する

- ① 人間の尊厳を守り、生命の不可侵性を尊重する。
- ② 患者のプライバシーに配慮し、守秘義務を果たす。
- ③ 倫理的ジレンマを認識し、相互尊重に基づき対応する。
- ④ 利益相反を認識し、管理方針に準拠して対応する。
- ⑤ 診療、研究、教育の透明性を確保し、不正行為の防止に努める。

2. 歯科医療の質と安全の管理

患者にとって良質かつ安全な医療を提供し、医療従事者の安全性にも配慮する。

- ① 医療の質と患者安全の重要性を理解し、それらの評価・改善に努める。
- ② 日常業務の一環として、報告・連絡・相談を実践する。
- ③ 医療事故等の予防と事後の対応を行う。
- ④ 歯科診療の特性を踏まえた院内感染対策について理解し、実践する。
- ⑤ 医療従事者の健康管理（予防接種や針刺し事故への対応を含む。）を理解し、自らの健康管理に努める。

3. 医学知識と問題対応能力

最新の医学及び医療に関する知識を獲得し、自らが直面する診療上の問題について、科学的根拠に経験を加味して解決を図る。

- ① 頻度の高い疾患について、適切な臨床推論のプロセスを経て、鑑別診断と初期対応を行う。
- ② 患者情報を収集し、最新の医学的知見に基づいて、患者の意向や生活の質に配慮した臨床決断を行う。
- ③ 保健・医療・福祉の各側面に配慮した診療計画を立案し、実行する。
- ④ 高度な専門医療を要する場合には適切に連携する。

4. 診療技能と患者ケア

臨床技能を磨き、患者の苦痛や不安、考え・意向に配慮した診療を行う。

- ① 患者の健康状態に関する情報を、心理・社会的側面を含めて、効果的かつ安全に収集する。
- ② 診察・検査の結果を踏まえ、一口腔単位の診療計画を作成する。
- ③ 患者の状態やライフステージに合わせた、最適な治療を安全に実施する。
- ④ 診療内容とその根拠に関する医療記録や文書を、適切かつ遅滞なく作成する。

5. コミュニケーション能力

患者の心理・社会的背景を踏まえて、患者や家族と良好な関係性を築く。

- ① 適切な言葉遣い、礼儀正しい態度、身だしなみで患者や家族に接する。

② 患者や家族にとって必要な情報を整理し、分かりやすい言葉で説明して、患者の主体的な意思決定を支援する。

③ 患者や家族のニーズを身体・心理・社会的側面から把握する。

6. チーム医療の実践

医療従事者をはじめ、患者や家族に関わる全ての人々の役割を理解し、連携を図る。

① 歯科医療の提供にあたり、歯科衛生士、歯科技工士の役割を理解し、連携を図る。

② 多職種が連携し、チーム医療を提供するにあたり、医療を提供する組織やチームの目的、チームの各構成員の役割を理解する。

③ 医療チームにおいて各構成員と情報を共有し、連携を図る。

7. 情報・科学技術を活かす能力

① 情報倫理(AI 倫理を含む)及び個人情報を含むデータ保護に関する原則を理解し、実践する。

② 健康・医療・介護に関わる情報倫理及びデータ保護に関する原則を理解し、実践する。

③ 医療・保健・介護分野での Internet of Things (IoT)技術や AI 等のデータの適切な活用について理解する。

8. 社会における歯科医療の実践

医療の持つ社会的側面の重要性を踏まえ、各種医療制度・システムを理解し、地域社会に貢献する。

① 健康保険を含む保健医療に関する法規・制度の目的と仕組みを理解する。

② 地域の健康問題やニーズ把握など、公衆衛生活動を理解する。

③ 予防医療・保健・健康増進に努める。

④ 地域包括ケアシステムを理解し、その推進に貢献する。

⑤ 災害や感染症パンデミックなどの非日常的な医療需要について理解する。

9. 科学的探究

医学及び医療における科学的アプローチを理解し、学術活動を通じて、医学及び医療の発展に寄与する。

① 医療上の疑問点に対応する能力を身に付ける。

② 科学的研究方法を理解し、活用する。

③ 臨床研究や治験の意義を理解する。

10. 生涯にわたって共に学ぶ姿勢

医療の質の向上のために省察し、他の歯科医師・医療者と共に研鑽しながら、後進の育成にも携わり、生涯にわたって自律的に学び続ける。

① 急速に変化・発展する医学知識・技術の吸収に努める。

② 同僚、後輩、歯科医師以外の医療職と互いに教え、学びあう。

③ 国内外の政策や医学及び医療の最新動向（薬剤耐性菌等を含む。）を把握する。

C. 基本的診療業務

1. 基本的診療能力等

本項目は、「B. 資質・能力」のうち、「2. 歯科医療の質と安全の管理」「3. 医学識と問題対応能力」「4. 診療技能と患者ケア」「5. コミュニケーション能力」に相当する具体的な到達目標を示す。

当院の歯科医師臨床研修における症例の定義：

症例とは患者に対して実践することとする。なお、患者に対して実施できない場合は、実施責任者の判断の下、医療スタッフの協力を得て実施した場合も含むこととする。

症例数について：

当病院の研修プログラムにおける必要症例数は研修修了基準としている。目標症例数を別に設定しており、管理型・協力型（Ⅰ）臨床研修施設ではその目標症例数を実施するよう配慮する。

1) 基本的診察・検査・診断・診療計画

【症例数】

各項目番号（①-⑥）の複数を同時に行った場合を1症例とする。なお、①-⑥の各項目は全て実施していること。 **必要症例数：5症例**

- ① 患者の心理的・社会的背景を考慮した上で、適切に医療面接を実施する。
- ② 全身状態を考慮した上で、顎顔面及び口腔内の基本的な診察を実施し、診察所見を解釈する。
- ③ 診察所見に応じた適切な検査を選択、実施し、検査結果を解釈する。
- ④ 病歴聴取、診察所見及び検査結果に基づいて歯科疾患の診断を行う。
- ⑤ 診断結果に基づき、患者の状況・状態を総合的に考慮した上で、考え得る様々な一口腔単位の診療計画を検討し、立案する。
- ⑥ 必要な情報を整理した上で、わかりやすい言葉で十分な説明を行い、患者及び家族の意思決定を確認する。

【研修内容】

初診または再診の患者に対して主訴または継続的な治療の経過などを確認し、必要な情報や口腔内外診査を実施する。その得られた情報から診査診断し、患者へ説明する。また、指導歯科医と連携しながら患者の心理的・社会的背景を含めた治療計画立案などを実施する。

2) 基本的臨床技能等

【症例数】

1 処置を 1 症例とする。各項目では、記載された一連の流れを全て経験した場合と一部を経験した場合に区別しており、その区分に従って 1 症例とする。なお、全ての項目を達成する必要がある。**必要症例数：13 症例**

① 歯科疾患を予防するための口腔衛生指導，基本的な手技を実践する〔一連の流れを全て経験〕。

【研修内容】

ブラッシング指導，フッ化物塗布，食生活指導など

② 一般的な歯科疾患に対応するために必要となる基本的な治療及び管理を実践する〔一連の流れの一部を経験〕。

- a. 歯の硬組織疾患
- b. 歯髄疾患
- c. 歯周病
- d. 口腔外科疾患
- e. 歯質と歯の欠損
- f. 口腔機能の発達不全，口腔機能の低下

【研修内容】

a. 歯の硬組織疾患（コンポジットレジン修復またはインレー修復等）
例)

コンポジットレジン修復：

齲蝕除去，窩洞形成，歯面処理，コンポジットレジン充填，研磨などの流れ

インレー修復：

浸潤麻酔（場合によって），齲蝕の除去，窩洞形成，印象採得，仮封，インレー調整・研磨・装着などの流れ

b. 歯髄疾患（抜髄処置または感染根管処置等）
例)

抜髄処置：

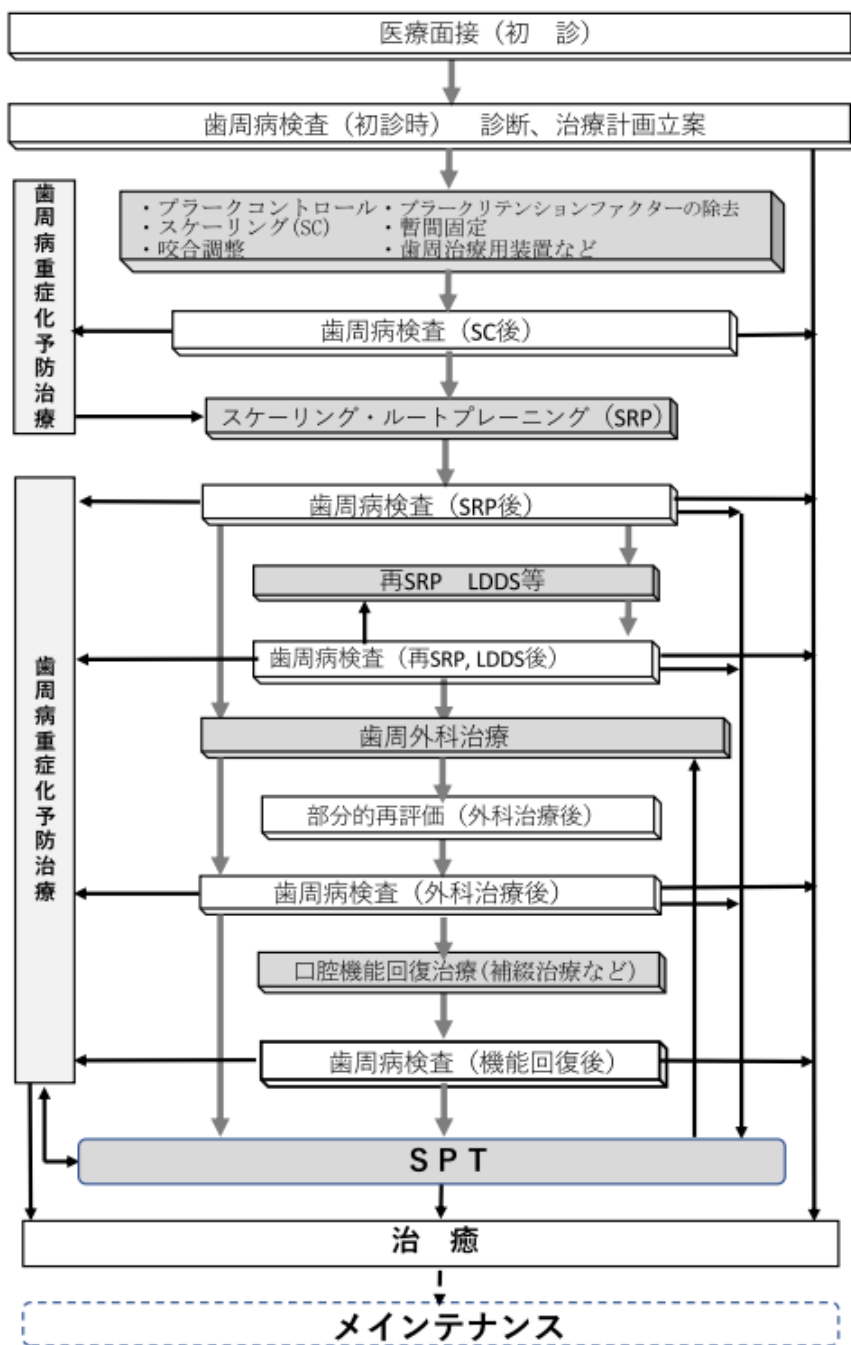
浸潤麻酔，髄質開拡，根部歯髄除去，根管作業長測定，根管拡大・形成，根管洗浄・乾燥，根管貼薬，仮封などの流れ

感染根管処置：

天蓋除去・根管口明示，アクセスキャビティプレパレーション，根管作業長決定，根管拡大・形成，細菌簡易培養検査，根管洗浄・乾燥，根管貼薬，仮封などの流れ

c. 歯周病（スケーリングまたは SRP 等）

日本歯科医学会の「歯周病の治療に関する基本的な考え方」に基づく流れを実施する。



d. 口腔外科疾患（抜歯または嚢胞摘出等）

例）

抜歯：

浸潤麻酔，歯牙の脱臼，抜歯，不良肉芽の搔爬，抜歯窩洗浄，縫合（場合によって），止血などの流れ

例）

嚢胞摘出：

浸潤麻酔，歯肉剥離，骨削合，嚢胞摘出，不良肉芽の搔爬，術部洗浄，縫合，止血などの流れ

e. 歯質と歯の欠損（全部金属冠または有床義歯等）

例）

全部金属冠：

浸潤麻酔（場合によって），支台歯形成，プロビジョナルレストレーション製作，印象採得，全部金属冠の調整・装着などの流れ

有床義歯：

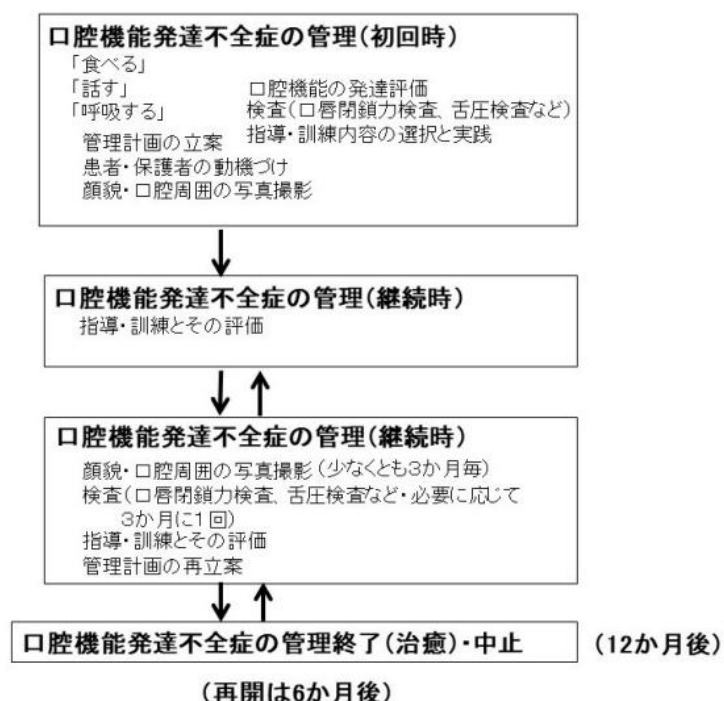
概形印象，筋圧形成，精密印象採得，咬合採得，ろう義歯試適，有床義歯調整，有床義歯装着

f. 口腔機能の発達不全，口腔機能の低下（口腔機能発達不全症，口腔機能低下症の評価等）

例）

口腔機能の発達不全の評価：

日本歯科医学会の「口腔機能発達不全症に関する基本的な考え方」に基づく流れ



日本歯科医学会：<https://www.jads.jp/>

口腔機能低下症の評価：

日本歯科医学会の「口腔機能低下症に関する基本的な考え方」に基づく流れで下記の項目検査を実施する。

① 口腔不潔，② 口腔乾燥，③ 咬合力低下，④ 舌口唇運動機能低下，⑤ 低舌圧，⑥ 咀嚼機能低下，⑦ 嚥下機能低下

日本歯科医学会：<https://www.jads.jp/>

③ 基本的な応急処置を実践する [一連の流れの一部を経験]。

【研修内容】

急性症状における薬物処方や切開排膿，急患対応における歯科診療処置等

④ 歯科診療を安全に行うために必要なバイタルサインを観察し，全身状態を評価する [一連の流れの一部を経験]。

【研修内容】

高血圧患者など基礎疾患を有する患者の歯科診療前のバイタルサインを記録し，全身状態を評価する。

⑤ 診療に関する記録や文書（診療録，処方せん，歯科技工指示書等）を作成する [一連の流れを全て経験]。

【研修内容】

診療録，処方せん，歯科技工指示書等の作成

⑥ 医療事故の予防に関する基本的な対策について理解し，実践する [一連の流れの一部を経験]。

【研修内容】

当病院の医療安全管理マニュアルを理解し，インシデント等が生じた場合は記録と指導歯科医からフィードバックを受ける。それを活かして歯科診療を実施していく。

⑦ インシデント，ヒヤリ・ハット事例等を経験したら，報告書等を作成するとともに，その発生要因を分析することにより，必要な対策について理解し，実践する。

3) 患者管理

【症例数】

1 処置を 1 症例とする。下記項目を同日に患者 1 人に対して複数実施した場合は実施数が症例数となる。全ての項目を達成する必要がある。**必要症例数：4 症例**

① 歯科治療上問題となる全身的な疾患，服用薬剤等について説明する。

② 患者の医療情報等について，必要に応じて主治の医師等と診療情報を共有する。

③ 全身状態に配慮が必要な患者に対し，歯科治療中にバイタルサインのモニタリングを行う。

④ 歯科診療時の主な併発症や偶発症への基本的な対応法を実践する。

【研修内容】

高血圧や糖尿病等の全身的な疾患を有する患者の処置にあたり，必要な情報を得るために主治の医師等に対診状を作成することや服用薬剤と歯科治療における注意事項などを患者へ説明する。また，歯科麻酔科研修で全身管理についてバイタルサインのモニタリングなどを経験する。

4) 患者の状態に応じた歯科医療の提供

【症例数】

1 処置を 1 症例とする。下記項目を同日に患者 1 人に対して複数実施した場合は実施数が症例数となる。全ての項目（①②については各ライフステージ 1 症例ずつ）を達成する必要がある。**必要症例数：11 症例**

- ① 妊娠期、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期の患者に対し、各ライフステージに応じた歯科疾患の基本的な予防管理、口腔機能管理について理解し、実践する。
- ② 各ライフステージ及び全身状態に応じた歯科医療を実践する。
- ③ 在宅療養患者等に対する訪問歯科診療を経験する。

【研修内容】

各ライフステージの患者の予防管理や口腔機能管理を実践する。患者においては全身状態に応じて治療期間等も考慮しながら治療計画を立案し歯科医療を実践する。訪問歯科診療では必要な書類等の記載や診療録も含めて理解する。

2. 歯科医療に関連する連携と制度の理解等

本項目は、関連する「B. 資質・能力」「6. チーム医療の実践」「7. 社会における歯科医療の実践」に相当する具体的な到達目標を示す。

また、「2) 多職種連携、地域医療」、「3) 地域保健」、「4) 歯科医療提供に関連する制度の理解」については、講義受講のうえ、経験できる診療科や診療所での臨床や多職種チームへの参加といった実務研修を行い、それをレポート等で評価し症例数として数えることとする。以下、全ての項目を達成する必要がある。

【研修内容】

1) 歯科専門職間の連携 **必要症例数：3 症例**

- ① 歯科衛生士の役割を理解し、予防処置や口腔衛生管理等の際に連携を図る。
- ② 歯科技工士の役割を理解し、適切に歯科技工指示書を作成するとともに、必要に応じて連携を図る。
- ③ 多職種によるチーム医療について、その目的、各職種の役割を理解した上で、歯科専門職の役割を理解し、説明する。

2) 多職種連携、地域医療 **必要症例数：5 症例**

- ① 地域包括ケアシステムについて理解し、説明する。
- ② 地域包括ケアシステムにおける歯科医療の役割を説明する。
- ③ 在宅療養患者や介護施設等の入所者に対する介護関係職種が関わる多職種チームについて、チームの目的を理解し、参加する。（実務研修は管理型もしくは協力型（Ⅰ）で行うよう調整する。）
- ④ 訪問歯科診療の実施にあたり、患者に関わる医療・介護関係職種の役割を理解し、連携する。（実務研修は管理型もしくは協力型（Ⅰ）で行うよう調整する。）
- ⑤ 離島やへき地における地域医療を経験する。（※島しょ地区での研修希望者のみの選択項目とする。実務研修は管理型（研修協力施設含む）で行う。）
- ⑥ がん患者等の周術期や回復期等の入院患者の等口腔機能管理において、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、多職種によるチーム医療に参加し、基本的な口腔機能管理を経験する。（実務研修は管理型もしくは協力型（Ⅰ）で行うよう調整する。）

3) 地域保健 **必要症例数：3 症例**

- ① 地域の保健・福祉の関係機関，関係職種を理解し，説明する。
- ② 保健所等における地域歯科保健活動を理解し，説明する。
- ③ 歯科健診を経験し，地域住民に対する健康教育を経験する。（実務研修は管理型（研修協力施設含む）もしくは協力型（Ⅰ）で行うよう調整する。）

4) 歯科医療提供に関連する制度の理解 **必要症例数：3 症例**

- ① 医療法や歯科医師法をはじめとする医療に関する法規及び関連する制度の目的と仕組みを理解し，説明する。
- ② 医療保険制度を理解し，適切な保険診療を実践する。（実務研修はすべての診療が該当する。）
- ③ 介護保険制度の目的と仕組みを理解し，説明する。

(3) 協力型（Ⅰ）臨床研修施設の概要と協力型（Ⅰ）臨床研修施設の到達目標の対応項目
協力型（Ⅰ）臨床研修施設の大多数が一般の歯科診療所であり，一次医療機関としての研修を経験する。各協力型（Ⅰ）臨床施設における研修の到達目標への対応項目については，当病院 HP（<https://dentalhospital-nusd.jp/trainee>）に示しており，その項目については確実な研修が可能である。そのため，研修歯科医は研修項目の記載がない施設で研修することが決定した場合は，管理型臨床研修施設での研修期間中に短期研修（当病院の歯科麻酔科，小児歯科，摂食機能療法科などで 1 週間程度の研修）に申し込み，症例数評価用紙における実施すべき項目を研修することが研修修了に至るための必須条件となる。

(4) 専門診療研修の概要

① 専門診療研修の概要

各専門診療部および診断部において診療の基礎を修得し、研修歯科医が総合診療を行う上で必要とされる基本的診療能力（知識、態度および技能）を身につけることを目的とする。専門診療研修を行う専門診療科は、摂食機能療法科、小児歯科、歯科矯正科、口腔外科、歯科麻酔科、総義歯補綴科、局部床義歯科、クラウン・ブリッジ科、保存修復科、歯内療法科、歯周病科、ペインクリニック科の12科であり、診断部は、口腔診断科、歯科放射線科および病理診断科の3科である。また、研修歯科医の希望者は、指導歯科医のもとで島しょ地区（研修協力施設）における研修も可能である。

② 研修協力施設研修の概要

地域歯科保健・医療	歯科医師として、地域住民の健康保持と増進のため全人的に対応するために、ヘルスプロモーションを基盤とした地域保健、健康増進、プライマリーヘルスケア、リハビリテーション、福祉サービスに至る連続した包括的な歯科保健医療を理解し実践できる能力を身につける。
母子保健対策	歯科医師として、地域母子保健活動の持つ意義と、関連事業について理解をするために、母子保健事業を体験し、乳幼児に対しても全人的に対応ができる知識、態度、技術を身につける。
成人・老人保健対策	歯科医師として、地域地区の住民が、安心して生活するために成人・老人保健医療システムの意義を理解し、適切に活用できる能力を習得する。
健康づくり	歯科医師として、地域地区の住民とともに健康づくりの活動をするためのヘルスプロモーション『健康日本21』を基本とした健康増進プログラムの実践に寄与するための能力を養う。
歯科診療所におけるチーム医療	歯科医師として、地域地区の住民ニーズに基づいた、適切な歯科医療を医師、専門歯科医、コ・デンタルスタッフと協同して提供するために必要な知識、技能および態度を習得する。
特別区保健所ならびに健康センターにおける研修	東京都内保健所ならびに健康センターにおける公衆衛生および健康増進活動を知り、地域歯科保健活動の重要性を理解する。

③ 講義，セミナーおよび症例検討会

管理型臨床研修施設における研修では，定期的に，講義・セミナーおよび症例検討会の時間を設けている。これらは，基礎から先端医療まで多岐にわたる内容であり，研修歯科医の研修の補完に該当する。さらに，研修歯科医は各専門診療科で行われる症例検討会，カンファレンス等にも参加できる。また，協力型（Ⅰ）臨床研修施設においても各種研究会，セミナー等への参加も可能としている。

（5）「C. 基本的診療業務」の症例数について

歯科医師臨床研修の到達目標を達成するため研修歯科医 1 人当たりに必要な症例数は 47 症例としている。また，研修期間中に経験することを目標とする研修歯科医 1 人当たり症例数（目標症例数）は 102 症例としている。詳細は以下に記す。

1. 基本的診療能力等

- 1) 基本的診察・検査・診断・診療計画：10 症例（各項目の必要な症例数の 2 倍）
- 2) 基本的臨床技能等：39 症例（各項目の必要な症例数の 3 倍）
- 3) 患者管理は：8 症例（各項目の必要な症例数の 2 倍）
- 4) 患者の状態に応じた歯科医療の提供：22 症例（各項目の必要な症例数の 2 倍）

2. 歯科医療に関連する連携と制度の理解等

- 1) 歯科専門職間の連携：3 症例（必要な症例数と同数）
- 2) 多職種連携，地域医療：5 症例（必要な症例数と同数）
- 3) 地域保健：3 症例（必要な症例数と同数）
- 4) 歯科医療提供に関連する制度の理解：12 症例（②を 10 症例）

必要な症例数 47 症例については「症例数評価用紙」にて最終評価を行う。症例数評価用紙は必要最低限の症例数の記録であるため，症例数評価用紙の内容を基に研修歯科医が指導歯科医の責任の下で記録を行い，症例を実施した根拠をポートフォリオとして保管すること。必要な症例数を超えた場合は，「毎日の振り返り用紙」などを利用して記録すること。症例数評価用紙については研修開始時に研修歯科医個人に 1 部のみ配布するため，保管については十分に注意すること。

（6）症例数評価用紙と根拠について

症例数は客観的な評価資料であるため，症例評価用紙の捺印箇所は全てに実施した日付と指導歯科医の捺印が必要とされる。症例の根拠資料は，各項目で実施した内容や指導歯科医からフィードバックされた事項，自らの調査した内容を記録したレポート，症例発表記録などを示す。電子媒体で保存する場合は個人情報については十分に配慮する。なお，研修歯科医は，総合診療科の指導歯科医による班分けが行われ，その担当指導歯科医との面談の際に，症例評価用紙と根拠資料の確認が実施される。そのため，根拠がないと判断された場合は症例として認められないものとするため，必ず根拠資料を保管することを推奨する。

10. 研修歯科医の処遇

（1）常勤又は非常勤の別：常勤

（2）勤務時間及び休日に関する事項

① 勤務時間：9 時から 17 時（時間外勤務：なし）

② 休日：土曜日，日曜日，祝日（病院の規定に基づき変更の可能性あり），年末及び年始，

その他大学が定める日、有給休暇（10 日）

③ 当直：なし

(3) 手当に関する事項

① 研修手当：月額 174,000 円（賞与なし）

② 通勤手当：有り

③ 当直手当：有り

(4) 福利厚生に関する事項

① 研修歯科医の宿舎：なし

② 研修歯科医のための施設内の室：有り（3 室）

(5) 社会保険等に関する事項

① 日本私立学校振興・共済事業団（長期：年金，短期：健康保険）：有り

② 労働者災害補償保険法の適用：有り

③ 雇用保険：有り

④ 国家・地方公務員災害補償法の適用：なし

(6) 健康管理に関する事項

① 健康診断：年 1 回

(7) 歯科医師賠償責任保険に関する事項

① 歯科医師賠償責任保険の扱い：病院において加入する

② 個人加入：任意による

(8) 外部の研修活動に関する事項

① 学会，研究会等への参加：可

② 学会，研究会等への参加費用支給：有り

11. 臨床研修の評価と修了認定

臨床研修修了時の総括的評価は，研修歯科医が作成したポートフォリオ（欠席等の理由書[以下の（1）]，研修プログラムに参加した記録[以下の（2）]，研修における必要書類[以下の（3）]，指導歯科医による評価（総括的自己評価の指導歯科医からのフィードバック内容[以下の（3）]，指導歯科医からの研修期間中の規程違反における報告 [以下の（4）]）を総合して行う。臨床研修修了の認定は，総括的評価をもって卒業教育委員会及び歯科医師臨床研修合同委員会が行い，承認の後，臨床研修運営委員会に報告し，病院長が臨床研修修了証を交付する。臨床研修修了証の交付には，臨床研修をとどこおりなく修了することが必要で，以下の要件を満たさなければならない。

(1) 臨床研修における課程をすべて履修する。欠席の場合は，理由書を総合診療科へ提出し，内容が適当と判断された場合のみ，補完プログラムを実施し，履修扱いとする。

(2) 教育プログラム（見学・講義・セミナー及び臨床症例検討）に漏れなく参加しなくてはならない。欠席の場合は，理由書を総合診療科へ提出し，補完プログラムを実施する。協力型（Ⅰ）臨床研修施設への研修期間中は対象とならない。

(3) 研修における必要書類（講義後のふり返し・毎日のふり返し・総括的な自己評価・勤務状況報告書・必要な症例数以上の症例の経験に関わる書類等）がすべて提出されていること。

(4) 日本大学歯学部研修歯科医に関する内規に従い，研修を完了しなければならない。

(5) 臨床研修の修了，未修了，中断の判定は，厚生労働省の規定により判断される。